

PUBDIS データ掲載基準

(2017/11/15 改訂)

1. 掲載対象とする設計事務所等

- (1) 官公庁等施設及び公共住宅等の建築設計等業務（地域計画、建築計画、意匠設計、構造設計、設備設計、積算、工事監理、設計意図伝達等）について、官公庁等公共発注機関からの業務受注を希望する設計事務所等。
- (2) 土木関係建設コンサルタント、補償コンサルタント、測量・地質調査業者等は原則として対象外。

2. 掲載対象とする業務およびその内容

(1) 掲載対象とする業務

- ①官公庁等公共発注機関から設計図書等で PUBDIS への登録を義務付けられた業務（この業務内容を「業務カルテ情報」という）。
- ②上記①以外の業務および民間発注業務で、任意に PUBDIS へ登録する業務（この業務内容を「業務実績情報」という）。

(2) 掲載対象とする業務内容

- ①地域計画（団地計画等、都市計画等）
- ②建築計画、建築設計、構造設計、設備設計、積算、工事監理、設計意図伝達等
- ③各種建物診断（耐震診断、環境負荷低減診断、劣化診断等。改修のための既存建物の調査等を含む。土木設計業務及び補償コンサルタント業務、測量調査、地質調査等は除く）
- ④その他

※「業務実績情報」の掲載対象とする具体的業務範囲は、次の各項による。この場合、協力事務所（再委託等）として実施したものを含んでもよい。

- ①官公庁等からの受注実績（登録が義務付けされていない業務）
 - ・小規模なものを除き原則として網羅する。
（小規模なものとは、原則として延べ床面積 50 m²未満の建築物とする）。
 - （新規に掲載する場合は、過去 5 年度程度以内の受注実績は網羅し、過去 5 年度程度以前の受注実績は、主要なものを優先的に掲載する。）
- ②民間からの受注実績
 - ・官公庁等施設と同種・類似用途の施設を優先して掲載する。
- ③事務所の代表的な作品、各種受賞建築物は、官民、施設用途等にかかわらず優先して掲載する。（設計が完了していれば、未着工のもの、設計競技入選案等を含めてもよい。）

3. 技術者情報の掲載対象とする技術者

- (1) 受注した設計等の業務を実施するにあたって、次のような立場で実務を行った技術者
 - ・管理技術者（総括責任者）
 - ・計画、意匠、構造、積算、電気設備、機械設備、工事監理等の主任担当技術者
 - ・計画、意匠、構造、積算、電気設備、機械設備、工事監理等の担当技術者